

## 舞鶴市個人情報保護条例の概要

### 個人情報保護条例の目的 ~ (第1条)

市民の皆さんの権利利益を保護していくため、個人の人格尊重の理念のもと、自己の個人情報への関与(自己情報コントロール権)が重要であること及び個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることをかんがみ、市が保有する個人情報の収集や利用、管理に関する基本的なルールを定めるとともに、誰でも自己の個人情報について開示、訂正等の請求ができる権利を保障するものです。

※自己情報コントロール権…プライバシーに関する権利の現代的な概念。従来の受動的な“他人に知られたくない、ひとりにしておいてもらいたい”権利という考えから能動的に発展・変容してきたもので“自己の情報がどこでどのように扱われているのかを知り、その流れをコントロールする”権利

### 制度を実施する機関~ (第2条)

市の執行機関及び議決機関すべてを対象とし、市長(水道事業、病院事業を含む。)、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいいます。

### 個人情報とは ~ (第2条)

氏名、住所、生年月日をはじめ、職業、学歴、所得、健康状態など個人に関する情報で、特定の個人がわかる情報のすべてを言います。また、それだけでは誰のものかわからない情報であっても、他の情報と組み合わせることにより個人が特定される情報も個人情報に含まれます。

### 特定個人情報とは ~ (第2条)

個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

### 保有個人情報(保有特定個人情報)とは ~ (第2条)

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(特定個人情報)で、当該職員が組織的に利用するものとして、実施機関が保有しているものをいいます。(ただし、行政文書に記録されたもの)

### 個人情報保護のための責務 ~ (第3条・第4条・第5条・第10条)

市民の皆さんのプライバシーを守るため、実施機関、実施機関の業務に従事する者、事業者、市民それぞれの分野にわたり、個人情報の保護の重要性の認識のもとその適正な取扱いに努めなければなりません。

## 市が個人情報を取り扱うルール ~

### 1 個人情報の収集・利用(第6条・第7条・第11条・第11条の2)

- ①個人情報は、事務を遂行するために必要な場合に限り、その利用の目的を特定のうへ収集するものとし、利用の目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の収集は行いません。
- ②思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となり得る個人情報は収集しません。
- ③個人情報は、その本人から収集するものとし、本人以外の者から収集した場合は、その旨を本人に通知します。
- ④本人から直接書面により個人情報を収集するときは、その利用目的を明示します。
- ⑤個人情報は、利用目的以外の目的のために利用したり、実施機関以外のものに提供しません。

※ただし、前記各号の取扱いについては、本人の同意がある場合や法令等に利用等できる旨の規定がある場合、また情報公開・個人情報保護審議会の承認がある場合などは除きます。

※特定個人情報は、法令及び条例で定められた場合にのみ、利用・提供を行います。

### 2 適正な管理(第8条・第9条)

個人情報の内容は、事実と合致するようその正確性を確保するとともに、漏えい、滅失又はき損の防止など個人情報の適切な管理のため個人情報保護責任者を定めるなど必要な措置を講じます。

### 3 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第13条・第14条)

実施機関がどういう目的でどんな個人情報を取り扱っているのかがわかる帳簿を作成し、公表します。

※個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されたもの(台帳、電算システムのデータベース、名簿、申請書綴など)

## 市民の権利等(自己情報コントロール権の行使) ~

### 1 開示請求権(第15条)

誰でも行政文書に記録された自己の情報の開示を請求することができます。

### 2 開示しないことができる個人情報(第17条)

開示請求のあった個人情報は、原則、開示します。ただし、その中に次の情報が含まれている場合には、当該情報が記録された部分を開示しないことができます。

- ① 開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報
- ② 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人情報で、その権利利益を害するおそれのあるもの
- ③ 法人等に関する情報で、開示することにより、その正当な利益を損なうおそれのあるもの
- ④ 開示することにより、人の生命、財産等の保護、犯罪予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- ⑤審議、検討又は協議中の情報であって、開示することにより、行政の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
- ⑥争訟中、交渉中等の情報であって、開示することにより、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦法令等の規定により、開示することができないとされている情報

### 3 開示の実施(第25条)

個人情報の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付により行います。

### 4 訂正請求権(第29条)

誰でも自己の情報の内容が事実でないことを認めるときは、個人情報の開示を受けた日から90日以内にその訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができます。

### 5 利用停止請求権(第36条)

誰でも自己の情報が保有の制限等の規定に違反して保有されているとき、又は利用及び提供の制限の規定に違反して利用されていると認める場合は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にその利用の停止又は消去を請求することができます。

### 6 開示、訂正及び利用停止の請求ができる者(第15条・第29条・第36条)

自己に関する個人情報について、その本人が開示等請求をすることができます。

なお、本人以外の者でも、次に掲げる者は、当該本人の個人情報について開示等請求をすることができます。

- ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- ② やむを得ない理由があるものとして規則等で定める本人の代理人
- ③ 死者の個人情報に係る遺族
- ④ 特定個人情報については、①に掲げる者又は本人の委任による代理人

### 7 請求の方法(第16条・第30条・第37条)

開示等の請求をしようとする場合は、請求書の提出を必要とします。この場合、運転免許証等本人であることを証するための書類等の提示を必要とします。

### 8 開示決定等の期限(第22条・第33条・第40条)

開示請求に対する開示等の決定は、請求があった日から原則15日以内に、また、訂正及び利用停止請求に対する決定は、請求があった日から原則30日以内に行います。

### 9 開示手続の特例(第26条)

実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭などにより請求できるものとし、速やかに開示するなど簡易な方法により行います。

### 10 手数料等(第28条)

開示に係る手数料は無料ですが、写しの交付を受ける場合は実費が必要です。

## 附属機関(第三者的組織)への諮問~

### 1 情報公開・個人情報保護審査会への諮問(第41条)

自己情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対して、実施機関が不開示、訂正拒否等の決定を行った場合、請求者はその決定について審査請求を行うことができます。この場合、実施機関は当該審査請求について審査会に諮問し、審査会は当該審査請求の内容を審議のうえ答申を行うもので、請求者の権利救済を図ります。

### 2 情報公開・個人情報保護審議会への諮問(第6条・第11条・第46条・第47条)

実施機関が個人情報の例外的な取扱い等を行う場合、審議会に諮問し、審議会は公正な立場から審議を行ったうえ答申を行うものであり、市民等の意見を反映させていくことによって、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図ります。

## 事業者に対する対応 ~

### 1 啓発・支援(第43条)

市は、事業者に対し、個人情報の適正な保護措置を講じるよう意識啓発を行うとともに、助言その他の必要な支援を行います。

### 2 行政指導等(第44条・第45条・第46条・第47条)

事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該個人情報の取扱いに関し資料の提出等を求め、又は適切な保護措置を図るための指導や勧告、事実公表を行います。

### 3 行政関与の制限(第48条)

事業者に対する勧告等を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならないものとします。

## 雑則~

### 1 苦情処理(第49条)

実施機関は、保有個人情報の取扱いに関する苦情や相談があった場合、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないものとします。

### 2 施行状況の公表(第51条)

制度の運営の透明性を高めるため、毎年度、個人情報保護制度の施行状況を取りまとめ、公表します。

### 3 出資法人の義務(第52条)

市が指定する出資法人は、個人情報保護条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならないものとします。

### 罰則~

実施機関が保有する個人情報の流出を抑止しその実効性を確保するため、次のとおり、実施機関の職員、実施機関から委託を受けた個人情報取扱業務（以下、受託業務という。）に従事している者などが義務違反行為を行った場合、罰則が科せられます。

対象者	対象行為	刑罰内容
実施機関の職員及び受託業務に従事している者（それぞれの職にあった者を含む）	正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供する行為（第54条）	2年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
	業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為（第55条）	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
実施機関の職員	職務の用以外の用に供する 目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集する行為（第56条）	1年以下の懲役 又は50万円以下の罰金
実施機関の職員、受託業務に従事している者及び協定等に基づき実施機関において研修を受けている者（それぞれの職にあった者を含む）	正当な理由がないのに保有個人情報に係る個人の秘密を漏洩する行為（第57条）	1年以下の懲役 又は3万円以下の罰金
開示を受けた者	偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受ける行為（第60条）	5万円以下の過料